

令和3年度 第2回 宮崎市福祉有償運送運営協議会議事録

(令和3年11月22日開催)

発言者	発言内容
会長	<p>本日は、報告や各種申請についての協議を主な目的として開催される臨時会である。スムーズな議事の進行にご協力いただくようお願いする。</p>
事務局	<p>【報告案件】 ～事務局説明～</p> <p>1. 車両の減車について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3事業所から、合わせて4台の減車報告。 ・宮崎県障がい者支援ここ1台、巴会1台、一会2台は、いずれも登録運転者の退職及び休職に伴う持込み車両の減車となっている。 <p>2. 車両の入替えについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2事業所から、合わせて2台の車両入替え報告。 ・にここ介護サービス1台、宮崎県障がい者支援ここ1台の入替えは、いずれも登録運転者による持込み車両の入替えであり、運転者の変更等はなく、車両の要件も満たしている。 <p>3. 代表者の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まほろば福祉会より、代表者の変更についての報告。 ・令和3年6月25日より、新理事長に変更となっている。 <p>4. 事故の報告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2事業所より計2件の事故の報告。 ・1件目は宮崎市視覚障害者福祉会からの報告。 ・令和3年6月19日、江平中町の交差点での事故。 利用者を自宅へ送り届けた後に、前方の確認不足から、停車中であった車両に追突したもの。赤信号で停車する意識はありながらも、ブレーキの踏み込みが甘く追突してしまったとのことである。 相手方、運転者に怪我はなかった。 事故の原因は前方の確認不足であり、事業所としては全員に安全運転を呼びかけ、十分に注意して運転するように指導したとのこと。 また、安全運転の講習を受けてもらい再発防止に努めるとのことであった。 ・2件目はにここ介護サービスからの報告。 ・令和3年10月9日、熊野での事故。

発言者	発言内容
	<p>利用者を自宅へ運送中に、2車線の左側を走行中、ナビゲーションから右折の指示が流れ慌てて右車線へ車線変更したところ、右車線に停車していた車両に気づかず接触したもの。</p> <p>相手方、利用者、運転者に怪我はなかったとのこと。</p> <p>事業所としては、周囲の状況を最優先に確認・注意すること、慌てず落ち着いて運転するよう指導を行ったとのこと。</p> <p>この事故に関しては、事故を起こした車両が登録車両ではなく車検中の代車であったことが判明した。事業所としては車検中は代車で走行が可能であるという認識があったようであるが、そのような取り扱いはなく、登録車両でないと運送できないことについて、即日指導を行っている。</p> <p>・度重なる事故、また、運送上の誤った認識を持った事業所への注意喚起のために、事務局から全事業所に対し通知を行う予定である。</p>
会長	以上4件の報告について、何か質問はあるか。
A委員	まほろば福祉会の代表者変更について、変更した日から30日以内の届け出が必要であるがなされていない。運輸支局で登録簿を作成し一般公開しているため、間違った情報を与える恐れもある。速やかな届出をお願いしたい。
事務局	当該事業所へ指導を行う。
B委員	事故の報告について、タクシー協会会員については、自動車事故対策機構(NASVA)の運転者適正診断を受けている。自身の運転の癖等、適正を知ることができるため有効である。参考にしてほしい。
C委員	運転の適正だけでなく、健康管理も必要である。健康診断も各事業所で行っていただきたい。
事務局	適正診断や健康診断について、必要に応じて周知していきたい。
会長	<p>他に質問はないか。</p> <p>(質問等なし)</p>

発言者	発言内容
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>それでは、他に質問もないので報告案件を終了する。</p> <p>【協議案件】</p> <p>1. 車両の増車について</p> <p>～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4事業所から計5台の増車申請が上がっている。 ・ここに介護サービスからは、登録運転者の増加に伴う持込車両2台の増車申請が上がっており、運転者は過去2年間において免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしている。車両についても、すべて保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。 ・巴会からは、法人所有の車いす車両1台の増車申請が上がっており、保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。 ・一会からは、登録運転者の増加に伴う持込車両1台の増車申請が上がっており、運転者は過去2年間において免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしている。車両についても、すべて保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。 ・空の上からは、登録運転者の増加に伴う持込車両1台の増車申請が上がっており、運転者は過去2年間において免許停止の処分は受けておらず、運転者の要件を満たしている。車両についても、すべて保険内容や車検証の期限などの要件を満たしている。
<p>会長</p>	<p>本案件について、何か意見や質問等あるか。</p>
<p>A委員</p>	<p>県外ナンバーの車両がある。宮崎ナンバーに変更の上、運輸支局に届け出す必要がある。</p>
<p>D委員</p>	<p>罰則等があるか。</p>
<p>A委員</p>	<p>50万円以下の罰金に処される可能性がある。</p>
<p>会長</p>	<p>他にも県外ナンバーの車両がないか確認する必要がある。</p>
<p>事務局</p>	<p>当該事業所へ指導を行う。県外ナンバーの車両がないか確認する。</p>
<p>会長</p>	<p>他に質問等がなければ、本案件について承認して良いという方は挙手を。</p>

発言者	発言内容
	(全員挙手)
会長	本案件については承認とする。
事務局	<p>2. 運送対象者認定について ～事務局説明～</p> <p>福祉有償運送については、協議指針のなかで対象となる手帳の等級などを定めているが、それらの要件を満たしていないものの、単独での公共交通機関の利用が困難で、福祉有償運送を利用しての外出を希望する方がおられる。そういった方について、事業所から対象者認定の申請書を提出してもらい、協議会で審議することとなっている。</p> <p>なお、協議会の開催は年2回であり、協議会で承認されるまで利用希望者がサービスを利用できない状況が発生してしまうため、協議会に諮るまでは、事務局にて仮登録を行い、その後の協議会で本登録を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • にこにこ介護サービスから1名申請。 対象者は精神障がい者手帳の2級を所持し、障がい福祉サービスの外出介護を受給している。精神的に非常に不安定であること、また、てんかんの発作を起こすことがあり、単独での外出が困難な状況である。 提出された申請書の調査項目や、事業所への聞き取りから単独での公共交通機関の利用は難しいと判断した。 • 巴会から1名の申請。 対象者は精神障がい者手帳の2級を所持し、障がい福祉サービスの外出介護を受給している。パニックや突発的な行動を起こすことがあり、また知らない人との会話ができず、運賃の支払も介助が必要であることから、単独での外出が困難な状況である。 提出された申請書の調査項目や、事業所への聞き取りから単独での公共交通機関の利用は難しいと判断した。
会長	<p>本案件について、何か意見や質問等あるか。</p> <p>(質問等なし)</p>
会長	特になければ、本案件について承認して良いという方は挙手を。

発言者	発言内容
<p data-bbox="268 421 325 450">会長</p> <p data-bbox="268 562 341 591">事務局</p>	<p data-bbox="437 322 576 351">(全員挙手)</p> <p data-bbox="421 421 799 450">本案件については承認とする。</p> <p data-bbox="395 517 842 546">3. セダン利用対象者認定について</p> <p data-bbox="395 562 592 591">～事務局説明～</p> <ul data-bbox="395 613 1369 741" style="list-style-type: none"> ・セダン利用については、福祉有償運送の対象となる人が、福祉車両ではなくセダン車両での移送を希望する場合に協議会で承認を受けなければならないとしている。 <p data-bbox="395 757 1369 837">協議会に諮るまでは、事務局にて仮登録を行い、その後協議会で承認されたのち本登録を行うこととしている。</p> <ul data-bbox="395 853 1369 1317" style="list-style-type: none"> ・3事業所から合わせて10名の申請が上がっている。 ・宮崎市視覚障害者福祉会からは4名の申請。いずれも視覚障がい1級または2級の手帳を所持しており、同行援護サービスを受給している。下肢障がい等はないため、セダン車への移乗が可能で座位も保てるためセダン利用で問題ないと思われる。 ・一会から1名の申請。視覚障がい1級を所持しており、同行援護サービスを受給している。下肢障がい等はないため、セダン車への移乗が可能で座位も保てるためセダン利用で問題ないと思われる。日南市から宮崎大学病院への通院で利用しているが、協議会指針における、福祉有償運送の発着のいずれかが宮崎市であることの要件を満たしている。 ・にこにこ介護サービスからは5名の申請。 51歳女性は、上下肢の障がいであるが、セダン車への移乗が可能で座位も保てるため、セダン利用でも問題ないと思われる。 58歳男性、91歳女性、75歳女性は、いずれも視覚障がい2級の手帳、42歳女性は療育手帳B-1を所持しており、下肢障がい等はないため、セダン利用で問題ないと思われる。
<p data-bbox="268 1666 325 1695">会長</p>	<p data-bbox="421 1666 970 1695">本案件について、何か意見や質問等あるか。</p> <p data-bbox="437 1756 608 1785">(質問等なし)</p> <p data-bbox="421 1854 1225 1883">特になければ、本案件について承認して良いという方は挙手を。</p> <p data-bbox="437 1951 576 1980">(全員挙手)</p>

発言者	発言内容
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>本案件については承認とする。</p> <p>4. 福祉有償運送登録事業所の更新について ～事務局説明～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送では、事業所として登録したあと、状況確認や必要性について定期的にチェックする必要があるため、福祉有償運送の有効期間の更新登録をすることとなっている。登録の有効期限は原則2年で、重大事故や是正命令等受けていない場合は3年となっている。 ・2事業所が更新予定となっている。 ・社会福祉法人 ゆくりは、前回平成30年に更新している。違反について、2名の運転手に計4点の違反がついているが、いずれも運転者登録以前の違反とのことである。 ・特定非営利活動法人 一会は、前回平成30年に更新している。車両台数は先ほど1台の増車が承認されたので、あわせて12台となる。違反について、2名の運転手に計4点の違反がついているが、いずれも私用で運転中の違反とのことである。
<p>会長</p>	<p>本案件について、何か意見や質問はあるか。</p> <p>(質問等なし)</p>
<p>会長</p>	<p>特になければ、本案件について承認して良いという方は挙手を。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>本案件については承認とする。</p> <p>以上で議事を終了する。委員の方々の活発な議論と、貴重なご意見の数々に感謝する。</p>
<p>会長</p>	<p>最後にその他となるが、何か意見等あるか。</p> <p>他に何も無いようなので、以上で令和3年度第2回宮崎市福祉有償運送運営協議会を終了する。</p>